

合同会社NWE－09インベストメント「(仮称)紀の川風力発電事業環境影響評価  
方法書」に対する勧告について

平成30年8月10日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)紀の川風力発電事業環境影響評価方法書について、合同会社NWE－09インベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、和歌山県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：和歌山県紀の川市及び海草郡紀美野町  
原動力の種類：風力(陸上)  
出力：最大90,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 9月 1日
環境大臣意見受理	平成29年 11月17日
経済産業大臣意見発出	平成29年 11月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 2月13日
住民意見の概要等受理	平成30年 6月 1日
和歌山県知事意見受理	平成30年 7月17日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 8月10日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉

電話03-3501-1742(直通)

合同会社NWE－09インベストメント「(仮称)紀の川風力発電事業環境影響評価  
方法書」に対する勧告内容

1. 本方法書では、風力発電設備の設置地点、使用を予定している風力発電設備の具体的な諸元や工事用・管理用道路の新增設を含む具体的な工事の内容等、事業計画全般について確定的なものが示されていないため、今後の本事業に係る環境影響評価の実施に当たっては、具体的な事業計画を策定、明示した上で、環境影響評価項目の選定並びに当該項目に関する調査、予測及び評価の手法を適切に見直すこと。
2. 本事業の近隣で当該事業者が別に計画している風力発電所との累積的な環境影響について、事業計画の策定の結果、累積的な影響が懸念される場合は、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 本事業においては、非常に多くの土地の改変が行われることが予想され、植物及び生態系の消失等の影響が懸念されるため、まず現地調査により天然林等、自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにし、その上で、事業を実施することによる植物及び生態系への影響について調査、予測及び評価を行うこと。
4. 景観への影響については、風力発電設備の存在だけでなく、工事用・管理用道路の新增設工事に伴う土地の改変による影響も十分に勘案して、調査、予測及び評価を行うこと。

(和歌山県知事からの意見書の写しを添付)